

## 中山間地域等直接支払交付金の返還免除

(平成27年4月1日付け26農振第2258号 農林水産省農村振興局長通知)

## 特例措置前

○中山間地域等直接支払交付金を受けるためには、集落協定又は個別協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する必要がある。

また、協定に従った農業生産活動が行われなくなった場合、協定締結年度に遡って、協定農用地の全ての交付金の返還(遡及返還)が必要となっている。

※ 従前から、交付金の遡及返還を伴わない免責規定(農業者の死亡、農家後継者住宅等)が設けられていたが、6次産業化施設などへの農地転用(農業用施設用地への転用を除く)を行う場合は認められていなかった。

(規制の根拠)

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第9の1

## ニーズ

○中山間地域等直接支払制度に取り組む農用地に6次産業化施設等を建設する際には交付金を遡及返還する必要があり、地域の農業振興に支障が生じている。

## 特例措置

○地域再生法に基づく、地域農林水産業振興施設の建設のために農用地を転用する場合は、交付金の返還を全額免除。

## 効果

○地域の活性化に貢献